

様式1

事業報告書
(自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称

医療法人杉浦内科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人

☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地

岐阜県岐阜市加納東丸町二丁目18番地
- (3) 設立認可年月日

平成元年8月28日
- (4) 設立登記年月日

平成元年9月6日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	杉浦 淳策	
理 事	杉浦 美智子	
同	杉浦 祐子	
監 事	一木 弘之	

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 杉浦内科	2110106727	岐阜県岐阜市加納東丸町二丁目18番地	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和7年8月27日

令和6年度決算承認の件

様式 2

法人名 医療法人 杉浦内科
所在地 岐阜県岐阜市加納東丸町二丁目18番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8年 6月30日現在)

1. 資 産 額	203,430 千円
2. 負 債 額	11,879 千円
3. 純 資 産 額	191,551 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	151,607
B 固 定 資 産	51,823
C 資 産 合 計 (A + B)	203,430
D 負 債 合 計	11,879
E 純 資 産 (C - D)	191,551

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 杉浦内科
所在地 岐阜県岐阜市加納東丸町二丁目18番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 8年 6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	151,607	I 流 動 負 債	7,540
II 固 定 資 産	51,823	II 固 定 負 債	4,339
1 有 形 固 定 資 産	35,926	負 債 合 計	11,879
2 無 形 固 定 資 産	3,345	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	12,552	科 目	金 額
		I 基 金	0
		II 積 立 金	191,551
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	191,551
資 産 合 計	203,430	負債・純資産合計	203,430

様式 4 - 2

法人名 医療法人 杉浦内科
所在地 岐阜県岐阜市加納東丸町二丁目18番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	162,827
2 事業費用	171,358
本来業務事業損失	8,530
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	8,530
II 事業外収益	1,739
III 事業外費用	0
経常損失	6,791
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	6,791
法人税等	72
当期純損失	6,863

監 事 監 査 報 告 書

医療法人杉浦内科
理事長 杉浦 淳策 殿

私は、医療法人 杉浦内科の令和7年会計年度(令和7年7月1日から令和8年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年8月26日

医療法人杉浦内科

監事 一木 弘之